

農業者の皆さんへ 「農業資材等緊急対策事業」

1.目的

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料などの高騰により、営農継続が厳しくなっている農業者を支援し、営農継続への意欲向上を図り、農業経営の安定化へつなげます。

2.対象者

- 村内に住所を有し、販売を目的として農産物を生産している農業者
- 村税などについて、滞納のない者
- 今後も継続的に営農する意思がある者

3.事業内容

事業区分	補助率	対象経費
①農業用ハウス本体整備	1/2以内 (上限 200万円)	規模拡大に伴うハウス施設の増設、ハウスの更新
②農業用ハウス設備整備	1/2以内 (上限 20万円)	灌水、電照設備等の整備
③農業用ハウス被覆資材など	1/3以内 (上限 100万円)	被覆資材の更新、ハウス補強部材、修繕など
④農業用肥料、農薬など	1/3以内 (上限 10万円)	肥料、農薬等資材購入

※①と③の重複は不可 ※燃料費およびトラクターなどの機械購入は対象外とする。
※他補助事業との重複は不可。

4.対象期間

令和5年3月31日(金)まで

5.申請期限

令和5年2月28日(火)まで

※但し、**令和5年3月31日までに納品および施工が完了する事業**とする。



6.申請方法

申請書に見積書もしくは明細書(金額が分かる資料)を添付し、南阿蘇村農政課へ提出してください。
完了後は、実績報告書、確認状況写真(①と②の事業のみ)、領収書または請求書を提出してください。

7.問い合わせ

農政課 有機農業推進係 TEL0967 (67) 2707 FAX0967 (67) 2073



村HP